229 (681)

論

説

「ビジネスと人権」に関する国家の域外的保護義務の展開 ――日本の国別行動計画の策定における優先課題――

菅

絵

原

美

はじめに

盛り込まれる施策は、当然のことながら指導原則の適用範囲が対象となるため、領域内での企業活動のみならず、自 保護義務の国内実施としてどのような内容がNAPに盛り込まれるべきなのかについて現在までの到達点を明らかに を中心に、 国企業の領域外での人権侵害に対する国家の保護義務、すなわち域外的保護義務に注目し、 日本企業の他国での活動における人権侵害の防止・救済に関する施策の不十分さであった。本稿では、このような自 国企業のグローバルな活動も対象としなければならない。しかし、 人権に関する国内政策の現状についてのベースラインスタディ報告書(以下、BLS報告書)を発表した。NAPに 下、 NAP) つ。その年月のなかで進展した国家の人権保護義務のひとつとして、「ビジネスと人権」に関する国別行動計画 『ビジネスと人権に関する指導原則』 そして「ビジネスと人権」の条約化を検討する政府間作業部会での議論を補足的に検討し、 の策定がある。 日本政府は、2016年にNAP策定を国連の場で宣言し、2018年末にビジネスと (以下、指導原則) が2011年に国連人権理事会で承認されてから8年が経 日本のBLS報告書から浮き彫りになったのは、 人権条約実施機関の見解 国家の 域 以

1.指導原則における国家の域外的保護義務と国別行動計画

(1) 指導原則とNAPの策定

り ビジネスと人権」という用語は、 現在では、企業の事業活動全体 (原材料調達、 2005年に国連人権高等弁務官が報告書のなかで使用されたのが始まりとな 委託製造から流通過程、 商品の廃棄・リサイクル・再資源化まで)

関

企業、

NGOなどで広く普及・実施されてきた。

使わ るものではないものの、 する「救済へのアクセス」という三つの柱を運用化した31の原則からなる。 る解決策」として起草されたのが指導原則である。 とステークホ 人権基準を最低限の基準とした「企業の尊重義務」、そして司法救済および司法外の多様な苦情処理メカニズムを確 れている。 ル この ダー 「ビジネスと人権」 (労働者、 国連人権理事会による承認という後ろ盾を得て、 消費者、 という課題に対応するため、 地域住民など)との関わりにおける人権課題を包括的にとらえる概念として 指導原則は、受入国・本国の双方を含む「国家の保護義務」、 国際社会の共通認識となる 国連諸機関をはじめ、 指導原則は政策文書であり法的 国家、 「政治的に権威 国際 拘 東力あ 地 のあ 玉 機 際

に改訂版を発表) NAPの策定が働きかけられるようになった。 ンのなかで取り上げられた。2014年の国連人権理事会決議において、 るため が、 欧州委員会の「企業の社会的責任のためのEU新戦略2011-の実施にむけた動きのひとつが国家によるNAPの策定である。 23カ国が策定中である 0) 国 別 計画 した英国にはじまり21カ国がNAPを策定した。 の策定が求められたことを受けて、 現在 (2019年3月15 2012年の第1回国連ビジネスと人権フォー 2016年11月にNAPの策定を宣言した日本を 2 0 1 4 5 NAPの策定は、 日現在)、 指導原則の実施の鍵として、 におい 2013年9月に発表 て加盟 指導原則に明記され 玉 「に指導 ラ 国家に対して ムの 原則を実施す 20 セッショ 16年

(2) NAPと国家の域外的保護義務

導原 N 則 APに盛り込まれ 0) 原則1では、 る 国家は、 施策の 対象範囲 その領域及び 井 は、 当 /または管轄内で生じた、 一然のことながら、 指導原則で 企業を含む第三者による人権侵害から保護し 0 玉 家 0 保護義務の対象範 囲となる。 指

害を防止する手段を講ずることを勧告している」としている。 般的に禁止されてもいない。これに沿って、人権条約機関のいくつかは、 外活動を規制することを一般的には求められていない。また、認知された管轄的根拠がある場合、そうすることを一 での企業による人権侵害はもちろん、 その活動を通じて人権を尊重するという期待を、 なければならない」とし、さらに原則2では、「国家は、その領域及び/または管轄内に住所を定めるすべての企業が 原則2のコメンタリーでは、「現在、 自国企業による領域外での人権侵害に対しても保護義務を負う。 国家は、 明確に表明すべきである」とする。すなわち、 国際人権法の下では、その領域及び/または管轄内にある企業の域 国家が管轄内にある企業による国外での侵 国家は、 この点につ 自国領

内措置があり、 則2のコメンタリーによれば、 ることがこれに当たる。 自国企業の国外での事業活動に対する国家の保護義務としてどのような施策が盛り込まれるべきなの 例えば、 親会社に対し、企業グループ全体でグローバルに展開する事業活動についての報告を要求す 加えて、 域外的保護義務の履行として、 直接的な域外適用立法およびその執行があり、 国家のとってきた措置には域外的な波及効果のある 犯罪行為地を問わず、 犯罪行為者の 原

(3) 日本のBLS報告書における国家の域外的保護義務

国籍に基づく訴追が可能な刑事法制度などが含まれる。

に回答されている点は評価できる一方、 ての意見交換会が開始された。 日本は2016年11月に政府がNAPの策定を発表し、2018年春から関係府省庁で連携し企業や市民社会を招 指導原則の第1の柱および第3の柱に関する法制度・施策について、 年末にはNAP策定のための現状把握調査であるBLS報告書が発表された。 法制度・施策の現状が示されるに留まり、ベースラインスタディが本来の 該当するものがない場合も含め、 報告 網羅

Ħ

的とするギャップの特定には至ってい

F

0

NAPは自国企業の国外での影響につい

てのみが対象であったという。

共通理解が欠けているためか、既存の施策は 止 救済」につながる法制度・施策は既に取り組まれているが、「新しい分野」とされる「ビジネスと人権」 ない。 「ビジネス」または「人権」と関連するものの「ビジネスと人権」 に関する の施

筆者の検討・分析によると、「日本企業による国外での

人権

侵害の

策としては不十分なものが多かった。

ビアのNAPは自国で事業を行うコロンビアまたは外国企業が対象であり、 スウェーデン、デンマーク)のみで、 APのうち、 いえばそうではない。 国内のみならず国外にも広がる国家の人権保護義務の対象範囲を網羅するNAPを各国が策定してい 領域内および管轄下という対象範囲すべてをカバーするNAPを策定した国は4ヵ国 国際NGOであるICAR、ECCJ、Dejusticia による調査によれば、 領域内または領域外のいずれかに触れるものばかりであった。例えば、 米国、 スイス、ノルウェー、 調査対象の11 (イタリア、 玉 コロン るかと 英国 の N

ことを勧告している」と指摘された人権条約実施機関による見解を確認する。 まれるべきなのだろうか。 では日本のNAP策定における優先課題である国家の域外的保護義務について、どのような内容がNAPに盛り込 指導原則において「国家が管轄内にある企業による国外での侵害を防止する手段を講ずる

2 人権条約における国家の域外的保護 義

解釈[5] 人権条約 政府報告審査の最終所見での企業に対する国家の義務の勧告において、 の条約実施機関は、 その 国 際的実施、 す なわち、 般 的意見 般勧告での企業に対する国 国家の域外的義務を認めてきた。 家の義 0

管轄」下にある個人の権利に対し義務を負うことで共通している。

(1) 人権条約上の国家の義務としての域外的保護義務

に対する国家の保護義務を確認している。 る個人の権利に対し義務を負うことを確認したうえで、第二に、この「管轄」の解釈から領域外での自国企業 条約実施機関が条約規定から国家の域外的保護義務を導く解釈は二段階であり、第一に、 締約国が「管轄」下にあ

条約実施機関の実行により適用範囲の明確化が補完されてきた。このように規定の仕方は異なるものの、 にある個人からの通報を委員会は受理することができる。具体的な適用範囲に関する規定を持たない条約の場合は、 して国家の義務の具体的な適用範囲について明示した規定を持たない条約である。自由権規約の場合、 貫して and を「かつ/または」と理解してきており、また個人通報制度を規定する第一選択議定書では、「管轄」下((st)) 段階の人権条約の適用範囲に関する規定は三つに大別される。締約国の管轄下にある個人への適用とする 自由権規約のように「その領域内にあり、 かつ、その管轄の下にあるすべての個人」への適用とする条約、 規約委員会は 締約国が

よび子どもの権利条約は、二つのアプローチを併用して域外的保護義務を導いている。例えば、 轄」の解釈を通じて、 れているが、 くアプローチであったことである。社会権規約および子どもの権利条約には国家の国際協力の義務が明示的に規定さ のアプローチであった社会権規約委員会は、 ててきた社会権規約委員会が当初とっていたのは、 第二段階としての「管轄」の解釈について留意が必要なのは、 他の人権条約はそうではない。 国家の域外的保護義務の違反を認定し勧告が出されるようになってきた。 自国企業の領域外での人権侵害が懸念されるに従い、 国際協力という義務の特性から締約国の違反認定に消極的にならざるを 国際協力の義務 他の条約機関よりもいち早く本国の義務に焦点を当 (国際協力を通じて人権を実現する義務) 現在、 国際協力の義 人権条約では 社会権規約お 務から から導

外的 得ない 懸念し勧告を出すに至った。二つのアプローチの併用は社会権規約 義務を取り上げ、 課題を抱えていた。 そして同会期の第5回ドイツ政府報告審査の最終所見にお 第46会期 (2011年) のステイトメントにおいて(22) 般的意見24 「管轄」 V (2 0 1 7 年) て政 府の域 の解釈からのアプロ 外的保護義務の違 でも確認されている。 1 ・チで域

(2) 自国企業の侵害行為に対して国家の管轄を認める要件

侵害が生じたことが明らかになった場合、条約上の義務の違反になりうるとし、 場合に、 ろうか。 れた企業、 または実質的なビジネス活動の主要地を有する場合に認められる。また、社会権規約一般的意見24は、「 は、 ある場合」に、本国は域外的での企業活動において子どもの権利を保障する義務を負うとした。この「合理的な結合 務に関するマーストリヒト原則」(25) める要件は何であろうか。子どもの権利条約一般的意見16(2012年)は、「社会権分野における国家の域 、または管轄下に住所を有する (domiciled) 」 場合に本国は義務を負うとし、それには①当該国の法律によって設立さ 条約上の義務として国家の域外的保護義務を解釈してきたことが分かったが、域外での企業活動に国家の管轄を認 当該締約国のなかに、 般的意見24では、 子どもの権利条約一般的意見16では、国家と問題となる企業の域外での侵害行為の間に合理的な結合がある 管轄を認められた企業の侵害行為に対し、 被害者に対 ②法定住所、 し司法および司法外の救済メカニズムへのアクセスを確保しなければならないとする。 締約国は企業行為に対し直接の国際責任を負わないが、 中心的な管理部門、 ①企業が活動の中心地を有する場合、 の見解を採用しながら、国家と企業との間に「合理的な結合 またはビジネスの主要地を当該領域内に有する企業が含まれるとした。 国家の相当の注意義務の違反が認定されるのはどのような場合だ ②登録地もしくは住所地を有する場合、 合理的措置をとることを怠ったことで また国家が侵害の発生を実際には予 (a reasonable link) 領域内および ③ビジネス 社会権規 外的な義 が

本国

の義務を認め、 測できなかったとしても、そのような侵害が一般的に合理的に予見可能なものである場合は国家責任が生じうるとす ィ)による合理的に予見可能な生命への脅威への対応として、生命への権利を保護するための積極的措置をとる国 る。 自由権規約の生命への権利に関する一般的意見36 そのなかには、自国企業 (領域内に本拠地または管轄下にある企業)の活動など領域内で発生する領 (2018年) において、 民間企業 (交通、 病院、 セキュリテ

3 国家の域外的保護義務の内容

域

外の活動で、

領域外の個人の生命への権利に直接的で合理的に予見可能な影響を持つものも対象であるとした。

なお、 の救済を含め確実に侵害を是正する相当の注意 (due diligence) 立法・司法・行政上のあらゆる適切な手段をとる義務、 「ビジネスと人権」に関連した国家の保護義務につい [の域外的義務が受入国の保護義務と同程度であるかは疑問が残る。 (※) て、 すなわち、 特徴的なのは、 義務を負うことを繰り返し確認している点である。 企業による侵害を防止・捜査 企業の国内外での条約上 ・処罰し、被害者へ の権利侵害に対し

とることなどが指摘されてきた。また開発援助機関および在外公館は投資の促進に責任があり、 グ)などが含まれる。立法措置により企業に人権尊重のための方針や手続について報告義務を課すことのほ での人権取組みを条件付けすること、 の企業支援施策における保護義務の実現、 企業に人権尊重のための相当の注意の実現を促す国内施策の推進や政府機関の能力開発(キャパシティ・ビルディン ・被害者の救済からなる。 外的保護義務の内容は、 防止する義務には、自国企業による領域外での人権侵害を規制する立法および行政措置 具体的には、事前対応としての人権侵害の防止、そして事後対応としての侵害行為の捜 輸出信用機関など政府機関が人権侵害に加担しないよう企業支援の前に対策を 例えば企業に対する公的支援の際に過去の人権侵害の有無を考慮 政府間対話にビジネ か、 国外 政府

13

企業に対する相当の注意義務の履行は、

複数国に渡って企業グループやサプライチェーンが広がっていること

推進なども求められている。

することに加え、 ス課題を取 また捜査 り上げ、 救済の義務については、 自国裁判所において多国籍企業が責任を負うか否かを判断することを妨げるような障害を国内法に 貿易協定を締結する前に人権影響評価を行うことが勧告されて 域外での企業の侵害行為に対して被害者が責任を問う実効的な救済措置を設置

導入しないこと、(38) 援 多国籍企業行動 受入国・ 情報へのアクセスおよび国外での を訴える制度の確立、 十分な人的 本国の 指針 間 物的資源や独立性 被害者が救済を利用するため 0) の国内連絡窓口 国際協力 人権侵害に対する集団訴訟および公益訴訟の実現、 (司法共助) 証拠収集の 一の確保、 (以下、 の推進の必要性を強調する。 促進などを指摘する。 NCPによる勧告の実効的な実施が求められた。 NCP) の様々な障壁を取り除くために、 があり、 領域外での問題を扱う際のNCPへの国家間協力・支 また、 裁判外の救済手続のひとつとして、 他国における捜査や執行手続につ 原告に対する法的支援や資金援助 親会社またはグループとしての責任 OECD 0 確立 ては、

ビジネスと人権」ガイドラインの策定、 よりひろく意識関心や啓発の促進の施策も求められており、 マルチステークホルダーとの協働を含めた情報提供および意識啓発 例えば、 自国企業のグローバルな事業展開 を踏まえた 研

ない」ことを都度確認してきた。 義務の履行に際 権 域 る。4 これら具体的 に関わるような企業の国外での人権侵害の捜査については、 外適用に当たるもの、 な義務履行に関して問題となるのが 締約国は国連憲章および一 司法管轄権の域外適用に当たるもの、 上記の域外的保護義務の実施措置を管轄権の種類に沿って分類すると、 般国際法を侵害せず、および条約上の受入国の義務を損なっ 「管轄権の 域 受入国との間 域外的 外適用」 な効果を有する国 である。 の国際協力 人権条約では、 [内措置に分類でき、 (司法共助) 玉 家 0 立法管轄 域 ては 的 行管 なら 保

は

不明確である。

から、 は な い。 。 自国領域外へも何らかの影響を及ぼすことになるが、必ずしも義務履行が「管轄権の域外適用」になるわけで

4 小括

ことにはならず、 のための相当の注意義務とするところは共通であるが、「適当なあらゆる措置」の具体的内容については多様な見解が が、課題も残る。例えば、義務内容については、条約実施機関のあいだで、域外的保護義務を人権侵害の防止・救済 示されてきた。また、国家が域外的保護義務を負うことが、自動的に、 人権条約上の義務として、締約国が自国企業に対する域外的保護義務を負うことが認められてきたことを確認した 自国企業の侵害行為と国家の間に合理的な結合が必要であるとするが、何をもって合理的なのかは 自国企業の領域外での人権侵害に責任を負う

を通じて前進がみられたので、以下で検討する。 これらの課題に対し、 自由権規約での個人通報事例、 そして国連人権理事会の政府間作業部会による条約案の起草

3 自由権規約委員会による個人通報における国家と企業の間の結合要件の明確化

で活動する自国管轄下にある企業の行為と関連して締約国の責任が問題となった初めての個人通報事例である。(空) 通報番号 2285/2013) 2017年、 自由権規約の個人通報手続の受理可能性審査において、Basem Ahmed Issa Yassin 他対カナダ事件 の不受理が決定した。本件は、 委員会の決定に付された補足意見が認めるように、 他国領域

.報者はイスラエルに占領されたパレスチナ領域であるビリン村の出身者である。カナダ企業2社が主に関与した

(691)報者は主張した。これに対し、委員会は、 用できる情報はあっ ており、 また締約国 らである。 合理的で相当な注意を払うことを怠った結果としてカナダに責任があるというための十分な情報を提供しなかったか いとして、 植 委員会決定に対する補足意見は、 項 地 17 建設のために、 その活 そのような情報には、 第2条のもと受理可能性を認めなかった。なぜならば、 [が実効的に規制する能力を持っていたのか、 27 また企業が条約上の権利を侵害しないよう十分な規制を怠ったことは、 条上 動により通報者の権利がどのような影響を受けたのか、 たの の権利が侵害された。 代々農業や放牧など生計のために使用してきた土地を奪われたことで、 か それは結果が予見できるようなものだったのか、 例えば、 通報者が選択議定書第1条の「(締約国の) ①企業活動を統治する締約国 しか カナダ政府は、 ②入植地建設において企業は具体的にどのような役割を担 通報者は、 2社に責任を認めて通報者に実効的な救済 ③当該企業活動に関して が実際にどのような規制を行ってい 委員会に対し、 などが含まれ 管轄下に 域外的義務の違反であると通 る50 2社の国外での活 通 ある個 締約国が合 |報者の第7条 たの 的 12 か

支配 番号 1539/2006) 家または組織体に対し、 れには、 の義務と、 要件を明らかにした。 管轄 「の下にあるすべての者」であり、 直 0 基本的 接的 (問題となる企業の)行為、そして通報者の権利侵害の間の結合を証明する情報が必要とされた。 な場合だけでなく、 は、 要素は、 他国の管轄下での条約違反に対し因果関係がある場合に国家責任を認めるもので、 管轄の概念に関して、 ある締約国が十分な影響を行使しているか否かに基づいて認められる。 締約国 の作為・不作為と申し立てら 間接的な結合も含まれ、 本件のような域外的保護義務違反の通報に対して受理可能性が認められるため この 「権限または実効的支配」を解釈するにあたり、 国家が 規約上の 個人に対しその権限または実効的支配を行使する 権利を保障する義務を負うの れた侵害の間に十分な結合が存在することである。 は 本件では規約上の 締約 個 人通 国 0 域外的 報 権 限と 事 例 実効 他 すなわ 締約 な侵害 (通報 0 玉 0

ことが繰り返し確認されている。

業により権利が侵害された個人との管轄上の結合は、 は必然的で、 これは委員会の実行の範囲内であり、 規約上の権利の侵害に関して企業活動およびその必要で予見可能な結果を実際に知っていたか否かに基づき確立 本件は基本的には先例に沿うものである。 予見可能な結果でなければならず、 また一般的意見31の積極的義務でも確認するところである。 侵害を行った第三者が国家ではなく企業である点は先例とは異なる 締約国が当時何を知り得たのかについて判断しなければならないと 締約国が当該企業活動を規制する実効的な能力を有するか否 以上から、

ビジネスと人権の条約起草過程における国家の防止と救済の義務の明確化

動」(第3・4条)を対象として、国家の防止および救済の義務を規定しており、 制するための法的拘束力ある文書(ゼロ草案)」(以下、条約草案)および「多国籍企業およびその他の企業の活 要素」(以下、要素文書) 議が開始され、 規制するための国際的な法的拘束力ある文書を策定する」ための政府間作業部会が設置された。 玉 外での活動に対する義務も含まれる。 際人権法におい 2014年国 本条約案は、 2017年には .連人権理事会決議26/9において、「多国籍企業およびその他の企業の活動を、 て規制するための法的拘束力ある文書の選択議定書草案」(以下、選択議定書案) が、そして2018年には「多国籍企業およびその他の企業の活動を国際人権法におい 2カ国以上の管轄に及ぶ活動、 「人権に関する多国籍企業とその他の企業に関する法的拘束力ある文書草案のため なお、 条約草案の対象となる人権は国際的に認められた人権の全範囲である 人、 影響に関与する「多国籍な性格を有するビジネス活 本稿の対象とする本国の自 国際人権法において、 翌2015年より審 が発表され 企 動を て規

題につ どの懸念の 行使を適切に制限してほしい、 可能となる)、これにより管轄の決定と人権義務の間に標準化がもたらされるという意見の一 定することで被害者が司法にアクセスすることが複数国のいずれ 務所またはそれ相当するもの、これら①から④のいずれかを有する場合としている ①法律上 玉 般的 0 多国 裁 判所、 意見24や子ども |籍な性格を有するビジネス活動での人権侵害行為 ては、 の住所、 声 が または当該行為を行った法人等の あ 条約草案の第5条に規定が設けられてい ②中心的な管理部門、 が ルった。 た。66 の権利条約 第2項の③と④が広範過ぎるので国際私法に依拠して住所地の概念を明 般的意見16が参照されている。 ③ビジネス上の相当な利益、 住 所地である国 る。 (作為または不作為) なお、 0 かで可能となり 裁判所が管轄を有する 侵害行為に対する訴えに対し、 起草にあたっては、 ④子会社、 に対してどの 代理店、 (被害者が裁判所を選択することが (第2項)。 EU規制 (第1 仲介業者、 国が管轄を有するか 方、 幅広い管轄 項)。 管轄: 0 当該行為が生じた II その住 支社、 権 か、 確化すべきな 0 社会権 域 の概念を規 所地とは 外適 駐 在員事 0 問

を開 活動に関して、 0 的で迅速なアクセスへの権利を認め、 ことを求める 義務や国際協力の促進を規定している (条約草案第11・12条)。これら条約上の義務は一般国際法の諸 務を負うことを明示する。 締約 国 (条約草案第9条)。そして被害者本人に加え、 企業が人権影響をモニタリングし、 0 企業の相当の注意義務の国 義務内容につい 情報 0) また、 アクセス、 ては、 他国 自国の国内裁判所への訴えを保障し、 法的支援、 の管轄に及ぶビジネス活動を対象としているため、 防止と救済に重きを置く。 |内法化を確保し、 費用の支援を行うこと 人権侵害の可能性を評価し、 家族や被害者の支援者の有する司法および救済 また企業の義務不履行に対 防止については、 (条約草案第8条) 人権侵害を捜査し加害者に対し必要な行 また人権の取組みを含む 多国 籍な性格を有するビジネ して責任 締約国に対 を確保 や賠償を実現 する して 原 則 国 非 刑事: に従 財務情 際法上 0) 実効 ずる 共

題を残しながらも、

徐々に明らかにされてきた。

が指摘されたが、被害者の司法へのアクセスでは管轄権の域外適用を認めるように解釈できることが懸念され 履行メカニズムを設置する義務を負う 報制 で実施され (議定書草案第8・9・ (条約草案第13条)、条約の履行確保については、委員会による国家報告制度 10 11 条) (議定書草案第1条) を設けるほか、 としている。 締約国は独立性を持ち政府に勧告等の権 全体的に条約上の文言の不明 (条約草案第14条) 限を持つ 確さや曖昧さ た国 や個・ 国内

おわりに:日本のNAP策定に向けての課題

5

法で確保する企業の相当の注意義務の内容について指導原則に従うよう意見があった。

題となる場合の国家と被害を受けた個人との結合要件、 業に対する域外的保護義務が解釈され、 してきた。これまでの人権条約の実行を通じて、その管轄下にある個人の権利を保障する国家の条約義務から自 盛り込まれるべきなのか、 本稿では、 日本のNAP策定において優先課題となる国 人権条約実施機関による見解および政府間作業部会による条約草案での議論を中心に検討 管轄が認められる場合の国家と企業の結合要件、 さらに域外的保護義務としての防止・救済義務の内容が、 『家の域 外的保護義務について、 どのような内 および国家の義務違 容がN が問 国 課

目を明 を踏まえた「ビジネスと人権」ガイドラインの策定、②マルチステークホルダーとの協働を含めた情報提供および に盛り込むべき法制度・施策を検討したところ、次の5点を導くことができた。 以 Ě 示した非財務情報の開示、 の議論 研 修の推進、 から、 日本政府がNAPを策定するにあたり、 ③ 自 国 企業の国外での事業を規制 ⑤自国企業の国外での人権侵害に対するアカウンタビリティの確保と被害者に対す 支援する政策との一 自国 「企業による国外での人権侵害を防 貫性の確保、 ①自国企業のグロ 4 「ビジネスと人権] バ 止 救済するため 項

び る救済へのアクセスである。なお、 日本社会で「ビジネスと人権」に関する共通理 ①は、 域外的保護義務に関する施策が不十分であることの一因が、 解がないことにあると考えられるために追加した項目である。 日本政党 府

保、 は、 業省によるESG 境配慮ガイドラインにおける指導原則の統合、 表、 侵害の防止にむけた は以下の通りである。 1 ①から⑤に照らし、 公共調達契約時における調達・ 中 日本貿易保険および国際協力銀行 ナーやサプライチェーンを対象とするものの人権項目の明確化が望まれる。 -小企業庁による意識啓発などにも「ビジネスと人権」 /非財務情報に関する対話・ 「人権リスク」 ②に関して、 BLS報告書での日本の法制度・施策の現状を検討・分析した場合、 在外公館およびジェトロ事務所では、 流通過程を含めた人権影響評価の導入などが挙げられる。 に関する情報提供 J B I C 開示の手引き 年金積立金管理運用独立行政法人の資金運用での人権尊重責任 の環境ガイドラインならびに国際協力機構(JICA) 意識啓発を行う必要がある。 の内容または項目を追加すべきである。また③に関して (価値協創ガイダンス)では国外に展開されるビジネス 現地でのビジネスリスクだけでなく、 また旅行業法に基づく自己点検 ギャップと考えられる点 ④については、 の社会環 経済産 の確 人権

を通じて、 での取組みを含めた人権情報の開示の推進である。 0) 言語となる「ビジネスと人権」に関するガイダンスの策定である。このなかで、 討されるとともに、 て人権を尊重するよう求める政府の期待が、 このように既存の法制度・ また必要に応じて立法による義務化を通じて透明性を求めることで、 が既存の法制度・ 新たな法制度・ 施策に組み入れられることが期待される。 施策のギャップに「ビジネスと人権」 施策についても検討されるべきである。 企業が講ずべき措置に関する「基準」として明示されるとともに、 企業による自主的な情報開示を越えて、 の視点および指導原則を統合する形での修正 ④に関して、 ①に関 国外での人権侵害に対する防止 日本企業に対し国外 して、 グロー 日本社会・ 公共調達や融資での要請 ル サプライチェ 0 日本企業 0 ・救 共 が 検

済

じて進められるにあたり、本稿が検討の一助となることを願っている。 なる検討が期待される。今後、NAP策定が政府、 アクセスの確保である。日本のNCPについては救済手段としての問題点が市民社会から指摘されてきた。 司法以外の救済の可能性について、例えば企業や業界団体との協働による救済メカニズムの開発など、さら 企業、市民社会などステークホルダーとのエンゲージメントを通 司法によ

:の取組みを向上させることが期待される。⑤に関して、日本企業の人権侵害行為に対する責任の明確化と救済への

- (→) A/HRC/17/31, Annex
- (2)外務省「ビジネスと人権に関するベースラインスタディ報告書:ビジネスと人権に関する国別行動計画策定にむけて」(2018 年12月)、https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433657.pdf(アクセス日2019年3月15日)。
- (∞) E/CN.4/2005/91, para. 6.
- (🔫) John Gerard Ruggie, "Just Business: Multinational Corporations and Human Rights" (2013), introduction, p. xlvi. ては、ジョン・ジェラルド・ラギー(東澤靖訳)『正しいビジネス:世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』(岩波書店、 日本語訳につい
- (5) COM (2011) 681

14年)、35頁を参照。

- (6) A/HRC/26/L.1
- 7 lactionplans.aspx (as of 15 March 2019) OHCHR, "State National Action Plans on Business and Human Rights", https://www.ohchr.org/en/issues/business/pages/nationa
- (8)A/HRC/17/31, Annex, Principle 1. 日本語訳については、国際連合広報センター助言、 『保護、尊重および救済』枠組み実施のために(A/HRC/17/31、2011年3月21日)」を参照: (ヒューライツ大阪)および特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム訳「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合 財団法人アジア・太平洋人権情報
- (Φ) A/HRC/17/31, Annex, Principle 2
- (≘) *Ibid.*, Principle 2, Commentary

- (2) *Ibia*
- (2017), https://www.humanrights.dk/publications/national-action-plans-business-human-rights-toolkit-2017-edition, p. 25 ICAR & The Danish Institute for Human Rights, "National Action Plans on Business and Human Rights Toolkit 2017 Edition"
- update)" (2017), https://www.icar.ngo/publications/2017/8/23/assessments-of-existing-national-action-plans-naps-on-business-and human-rights-august-2017 (as of 15 March, 2019) ICAR、ECCJ、Dejusticia, "Assessments of Existing National Action Plans (NAPS) on Business and Human Rights (August 2017
- 14 対象は英国(2013年版および2016年版)、オランダ、デンマーク、フィンランド、ルーマニア、スウェーデン、ノルウェ コロンビア、イタリア、スイス、米国である。
- (15)企業活動に特化したものとして、CRC/C/GC/16; E/C.12/GC/24.
- (16) 例えば、拷問禁止条約、子どもの権利条約、移住労働者権利条約である。
- 2版)』(信山社、2016年)、115頁。 の人権侵害の責任を排除する趣旨の規定ではないと解される。申惠丰『国際人権法:国際基準のダイナミズムと国内法との協調(第 「領域内にあり」という文言は、在外自国民の人権保護を国に義務づけることは困難との理由からであり、 締約国による領域外で
- 18 種隔離およびアパルトヘイトの禁止について、「その管轄下にある領域 例えば、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、障害者権利条約である。ただし、人種差別撤廃条約第3条では、 (in territories under their jurisdiction)」と規定する。
- 従い、誠実に解釈する」ことから見ると行き過ぎである点を指摘している。 頁、52頁。なお、山形は自由権規約委員会の示してきた見解は条約法条約の解釈に関する一般的な規則である「用語の通常の意味に 山形英郎「自由権規約のダイナミズム:自由権規約委員会による領域外適用」『ジュリスト』第1409号 (2010年)、47-56
- (20) 一例として、女性差別撤廃条約一般勧告28 (CEDAW/C/GC/28, para. 39) が
- (21) 子どもの権利条約の場合は以下を参照。CRC/C/GC/16, para 39
- (\(\partial\)) E/C.12/2011/
- (3) E/C.12/DEU/CO/5, para. 10
- (전) E/C.12/GC/24, para. 27.
- 25 De Schutter, Oliver, Eide, Asbjorn, Khalfan, Ashfaq, Orellana, Marcos, Salomon, Margot, & Seiderman, Ian, "Commentary to the

Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights", *Human Rights* Quarterly no. 34 (2012), pp. 1084-1169

- CRC/C/GC/16, para 43
- (전) E/C.12/GC/24, para. 27
- Ibid., para. 31.
- 29 CRC/C/GC/16, para. 44
- 30 E/C.12/GC/24, para. 32
- (\text{S}) CEDAW/C/GC/35, para. 24; CRC/C/GC/16, paras. 44-46; E/C.12/GC/24, para. 33; CCPR/C/GC/36, para. 21 (云) CCPR/C/GC/36, paras.21-22
- (云) E/C.12/GC/24, para. 33. 今日では企業活動の域外的な規制は国際人権法上の義務として求められていないことを強調した。

例えば、女性差別撤廃条約一般勧告37の草案を検討するなかで、オーストラリア政府やノルウェー政府は指導原則を援用しなが

- 36 (55) CRC/C/GC/16, para. 45. CRC/C/NAM/CO/2-3, para. 27; CRC/C/TUR/CO/2-3, para. 23.
- (云) CRC/C/GC/16, para. 44; E/C.12/GC/24, para. 33
- 38 para 17; CERD/C/GBR/CO/18-20, para 29, CERD/C/CAN/CO/19-20, para 14. CERD/C/CAN/CO/18, para. 17; CERD/C/USA/CO/6, para. 30; CERD/C/AUS/CO/15-17, para. 13; CERD/C/NOR/CO/19-20
- E/C.12/GC/24, para. 43
- (\(\preceq\)) Ibid., para. 34; CRC/C/GC/16, para. 44
- 41 CRC/C/GC/16, para. 46.
- 42 Ibid., paras. 82-84
- 43 一例として、Ibid., para. 43
- 44 E/C.12/GC/24, para. 34
- 45 Ibid., para. 33
- (4) CCPR/C/120/D/2285/2013

- $\widehat{47}$ Ibid., Annex, Concurring Opinion of Committee Members Olivier de Frouville and Yadh Ben Achour, para. 2.
- 49 48 Ibid., para. 6.4 Ibid., paras.3.1 & 3.2.
- Ibid., para. 6.7
- Ibid., para. 7. Ibid., para. 8.

55 54 53 52 51 50

(5) *Ibid.*, para. 80.

CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, para. 8. A/HRC/40/48, para. 77. CCPR/C/120/D/2285/2013, Annex, op. cit., para. 10.